

(別紙)

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策

～国民の命と生活を守り抜き、経済再生へ～

令和2年4月7日

第2章 取り組む施策

第1章の基本的な考え方にに基づき、本経済対策は、①感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発、②雇用の維持と事業の継続、③次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復、④強靱な経済構造の構築、⑤今後への備え、を5つの柱とし、以下に掲げる施策を、時間軸を十分に意識しつつ、戦略的に実行する。施策の実行にあたっては関係者が緊密に連携し一丸となって取り組む。

また、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するとともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し地方創生を図るため、本経済対策の全ての事項についての対応として、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるよう、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（仮称）」を創設する。

あわせて本経済対策に盛り込まれた施策をはじめ、新型コロナウイルス感染症に関する政府の取組や我が国の状況について、国民及び諸外国に対して、分かりやすくかつ正確な形で伝わるよう、効果的な情報発信・広報を実施する。

I. 感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発

新型コロナウイルス感染症の拡大を止めることが、経済の観点からも最重要である。国民の命と健康を守るため、まずは、資源を集中投入して感染拡大防止策を充実させ、一日も早い国民の不安解消を図る。

まず、新型コロナウイルス感染症の影響によって例年を大幅に上回る需要が発生しているマスク・消毒液等について、十分な供給量を確保し、医療機関をはじめとする必要な施設に確実に配布する。

足下の感染拡大への対応として、必要な検査が確実に受けられる体

制を確保するとともに、いわゆる「3つの密」⁸を避ける行動の徹底等の感染拡大防止に向けた協力をお願いしながら、感染の連鎖を断ち切るためのクラスター対策を抜本的に強化する。同時に、感染者の更なる急増に備え、重症者への医療に重点を置く医療提供体制の整備を早急に進める。これら感染拡大防止策や医療提供体制の整備について、地域の感染状況等の実情に応じて、各都道府県が必要とする対応を柔軟かつ機動的に実行していくことができるよう、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（仮称）」を創設する。

決定的な治療法が存在せず発症すれば対症療法を根気強く続けるしかないことが世界的にも大きな不安の原因であり、治療薬やワクチンの研究開発を最優先の課題として加速する。

帰国者等の受入れ体制の強化や情報発信の充実、感染国等への国際協力等も進めることで、感染拡大のリスクの最大限の低減を図る。

こうした措置について必要な予算を補正予算に計上するとともに、今後の動向については見込み難い面もあることから、新型コロナウイルス感染症の拡大やワクチン等の開発状況等を踏まえ、更なる対応が必要となる場合には、別途措置する「新型コロナウイルス感染症対策予備費（仮称）」を活用して上記交付金を増額するなど、必要な措置を速やかに講ずる。

1. マスク・消毒液等の確保

国内でマスク・消毒液等を製造する企業に対して生産設備への投資を支援することで更なる増産に取り組み、マスクについては月7億枚を超える供給を確保するなど、例年の需要を上回る供給量を確保する。

その上で、マスク等の衛生資材を、介護施設、障害者福祉施設、保育所及び学校等に配布する。布製マスクについては、政府による買上げにより、介護施設利用者等及び妊婦に対して、順次、必要な枚数を配布するとともに、全国の小学校・中学校・高等学校・特別支援学校・

⁸ 「換気の悪い密閉空間」「多数が集まる密集場所」「間近で会話や発声をする密接場面」。

高等専修学校等の児童・生徒及び教職員に対して、4月以降、1人2枚配布する。加えて、全国で5,000万余りの世帯全てを対象に1住所当たり2枚配布する。

また、学校等において、衛生環境を改善し、感染のリスクを低減させる。

- ・ マスク・アルコール消毒液等生産設備導入補助事業（経済産業省）
- ・ 介護施設利用者等及び妊婦への布製マスクの配布等（厚生労働省）
- ・ 学校や児童福祉施設等におけるマスク購入等の感染拡大防止に係る支援（文部科学省、厚生労働省、内閣府）
- ・ 全世界帯を対象とした布製マスクの配布（厚生労働省）
- ・ 学校における衛生環境の改善支援（文部科学省）
- ・ 自衛隊・警察・収容施設における新型コロナウイルス感染症対策の強化（防衛省、警察庁、法務省）

等

2. 検査体制の強化と感染の早期発見

PCR⁹検査の検査機器の導入を支援することで、検査機関・医療機関等における簡易検査等の迅速な検査を促進し、検査能力を一層増強するとともに、保険適用自己負担分の公費負担を引き続き実施するなど、必要な新型コロナウイルス検査が確実に受けられる体制を確保する。また、PCR法に加えて、抗体法、抗原法の検査手法の開発と検査に必要な資材の確保を進める。国と地方自治体の連携の下、保健所の体制強化に迅速に取り組みながら、いわゆるクラスターと呼ばれる集団感染の早期特定を促進し、患者の早期発見と重症化予防につなげる。

- ・ 全国の検疫所におけるPCR検査機器の配備等による検疫・検査

⁹ ポリメラーゼ連鎖反応（Polymerase Chain Reaction）。DNAの断片を増幅する技術。

布製マスク供給企業の募集について

令和2年4月
厚生労働省合同マスクチーム

4月以降、布製マスクについて、小中学校への配布（1100万枚を2回）と、必要とする全世帯への配布（約1.2億枚）を予定しています。そのため、布製マスクを製造する企業を募集し、条件に合致する布製マスクについて必要な量を国が調達するとともに、必要に応じて購入を希望する企業にあっせんします。

つきましては、以下の要領に基づき、納入可能な布製マスクの枚数や価格などについて、ご連絡下さい。

必要枚数と時期：4月～5月にかけて全体で1.4億枚

必要とするマスク：再利用可能な布製マスク（ガーゼ等の素材でできたもの。顔との隙間をふさぐ構造でくしゃみや咳による飛沫の飛散を防ぐ構造のものであって、残留ホルムアルデヒドが75ppm以下のもの。）

ただし、既に卸売事業者等への納入が予定されている物を国に納入するのではなく、新たに海外から確保したもの・輸入を再開したもの・新たに国内で製造を開始したものなど、従来の国内への供給量を増加させるものに限る。

調達予定価格：1枚当たり100～200円程度（納入場所までの輸送代込み）

最小納入枚数：10万枚以上（1枚1枚個装が必要）

納入場所：全国5箇所（川越西、神奈川西、小牧、京都、福岡）の日本郵便の拠点

支払い：納品確認後、令和2年度第一次補正予算の成立後5月中旬に厚生労働省又は文部科学省により支払い（前払い不可）。

国への連絡方法：商品サンプルとともに、価格、納期、数量、連絡先を明記した見積書を以下の連絡先に提出。国からの発注書を以て購買契約が成立する。

締め切り：4月10日（金）18時

連絡先：厚生労働省 医政局 経済課 合同マスクチーム 調達担当
(e-mail) chotatsu-u@meti.go.jp

サンプル送付先：〒100-8916 千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎第5号館 厚生労働省19階
医政局 経済課 宛て ※マスク調達担当用資料在中と記載してください。

問い合わせ先：（電話）03（5253）1111 （内線）8020

また、以上の国による調達のほか、布製マスクを購入希望する企業への納品もあり、この場合には、企業間で調整いただきます。

①3月28日(日)総理会見(抜粋)

これに加えて、全国の小中校、これは再開するということを踏まえているのですが、向けに、1,100万枚、ざっと計算しますと小中校生が900万人でありますからそれを上回る、教職員等も含めて1,100万枚の布製のマスクを今後、確保して、4月中を目途に配布をします。御承知のように、この布製のマスクは洗剤で洗えばもう一度使っていくことができます。ですから、使い捨てではなくて、この1回のマスクを何回も使えることができるということでありますので、急激に拡大している需要に対応する鍵となると考えています。

そして、4月中には1億枚を超える布製のマスクの生産が見込まれておりまして、感染拡大防止の観点から、必要な皆さんに幅広く配布をしていきたいと考えています。

②産業界からの布製マスクに対する主なニーズ

※各省庁経由で関係業界が必要とするマスクの数をヒアリングした結果が以下の通り。なお、これは不織布マスクの場合の数であり、布製マスクの場合は繰り返し使用できることから、1/10～1/20程度と想定。

ニーズ主体	不織布ベース必要数(枚/月)
衛生・食品関係 (廃棄物処理、施設消毒、食品製造・流通、給食等)	7,800万枚
行政機関・指定公共機関 (行政窓口、運輸(バス・タクシー・トラック・鉄道等)等)	3,300万枚
不特定多数と接触する事業 (警備業等)	400万枚
合計	約1億1,500万枚

変更契約書

支出負担行為担当官厚生労働省大臣官房会計課長 鹿沼 均（以下「甲」という。）と 興和株式会社代表取締役 井上 順司（以下「乙」という。）との間に令和2年3月17日付で締結した「緊急事態用 ガーゼマスク購入 一式」に関する契約について次のとおり改める。

1 原契約中、4. 単価「 」を「 」に改める。

この変更契約の締結を証するため、本書二通を作成し、甲乙記名押印の上、各自一通を保有する。

令和2年4月3日

甲 東京都千代田区霞が関1-2-2

支出負担行為担当官 厚生労働省大臣官房会計課長

鹿沼



乙 愛知県名古屋市中区錦3丁目6番29号

興和株式会社 代表取締役

井上 順司



見 積 書

¥2,145,000,000 /

消費税及び地方消費税を含む

件 名	数 量	単 価	金 額	備 考
緊急事態用 ガーゼマスク	[REDACTED]	[REDACTED]	1,950,000,000	
			195,000,000	消費税
合 計	[REDACTED]		2,145,000,000	

上記の通り見積致します

令和 2 年 4 月 3 日

住 所 名古屋市 中区 錦三丁目 6番 29号

氏 名 興和株式会社 代表取締役 井上 順司



支出負担行為担当官
厚生労働省大臣官房会計課長殿

振込銀行名等	[REDACTED]	銀 行	[REDACTED]	支 店
預金種別	[REDACTED]	口座番号	[REDACTED]	
取引口座名	[REDACTED]			
債主コード				

契 約 書

1. 件 名 緊急事態用ガーゼマスク購入 一式
2. 履行場所 支出負担行為担当官が別途指定する場所
3. 履行期限又は契約期間 契約日から令和2年5月15日

4. 契約金額 金 5,476,900,000円
(うち消費税額及び地方消費税額 497,900,000円)

消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

5. 購入数量

品名	単位	数量
緊急事態用ガーゼマスク	枚	

6. 契約保証金 免除

発注者（以下「甲」という。）と受注者（以下「乙」という。）は、件名の調達（以下「業務」という。）に関し別記条項により契約を締結する。

本契約の証として本書二通を作成し、甲乙記名押印の上、各自一通を保有する。

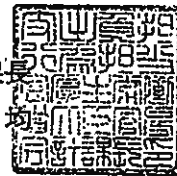
令和2年4月7日

甲 東京都千代田区霞が関1-2-2

支出負担行為担当官

厚生労働省大臣官房会計課長

鹿沼



乙 名古屋市中区錦三丁目6番29号

興和株式会社

代表取締役 井上 順司

(信義誠実の原則)

第1条 甲及び乙は、信義に従って誠実に本契約を履行するものとする。

(契約の目的)

第2条 乙は、業務を行い、甲は乙にその対価を支払うものとする。

(遅滞料)

第3条 甲は、乙が履行期限までに業務を完了しないときは、その翌日から起算した遅滞日数に応じ、未履行分に相当する金額に対し、年3.0パーセントの割合で計算した額を遅滞料として徴収するものとする。

(監督)

第4条 甲は、本契約の履行に関し、甲の指定する監督職員に乙の業務を監督させ、必要な指示をさせることができる。

(検査)

第5条 乙は業務終了後、甲の指定する検査職員に連絡し、検査を受けなければならない。

2 乙は、全ての業務が検査に合格したときをもって、業務を完了するものとする。

(契約金額の支払)

第6条 乙は、検査終了後、支払請求書を作成し、対価の支払いを甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙から適法な支払請求書が提出されたときは、これを受理した日から30日以内に支払わなければならない。

(危険負担)

第7条 天災その他不可抗力又は甲乙双方の責に帰し得ない事由により、契約の履行ができなくなったときは、乙は当該契約を履行する義務を免れ、甲は契約金額の支払いの義務を免れるものとする。

(納品物が契約の内容に適合しない場合の措置)

第8条 甲は、第5条に規定する納入検査に合格した納品物を受領した後において、当該納品物が契約の内容に適合していないこと(以下「契約不適合」という。)を知ったときから6ヶ月以内にその旨を乙に通知した場合は、次の各号のいずれかを選択して請求することができ、乙はこれに応じなければならない。なお、甲は、乙に対して第2号を請求する場合において、事前に相当の間を定めて第1号の履行を催告することを要しないものとする。

(1) 甲の選択に従い、甲の指定した期限内に、乙の責任と費用負担により、他の良品との引換え、修理又は不足分の引渡しを行うこと。

(2) 直ちに代金の減額を行うこと

(紛争等の解決方法)

第9条 本契約条項又は本契約に定めのない事項について紛争又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上、解決するものとする。

(以下この頁余白)

見 積 書

¥5,476,900,000

消費税及び地方消費税を含む

件 名	数 量	単 価	金 額	備 考
緊急事態用 ガーゼマスク	枚 ■■■■	円 ■■■■	4,979,000,000	
消費税相当額(10%)			497,900,000	
合 計			5,476,900,000	

上記の通り見積致します

令和 2 年 4 月 7 日

名古屋市中区錦三丁目6番29号

興和株式会社 代表取締役 井上 順可



支出負担行為担当官

厚生労働省大臣官房会計課長殿

振込銀行名等	■■■■	銀行	■■■■	支店
預金種別	■■■■	口座番号	■■■■	
取引口座名	■■■■			
債主コード				

契 約 書

- 1. 件 名 ガーゼマスクMK01 購入 一式
- 2. 履行場所 支出負担行為担当官が別途指定する場所
- 3. 履行期限又は契約期間 契約日から令和2年5月31日
- 4. 契約金額 金 2,853,125,000 円

(うち消費税額及び地方消費税額 259,375,000円)

消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

5. 購入数量

品名	単位	数量
ガーゼマスク MK01	枚	

6. 契約保証金 免除

発注者（以下「甲」という。）と受注者（以下「乙」という。）は、件名の調達（以下「業務」という。）に関し別記条項により契約を締結する。

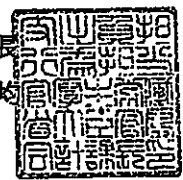
本契約の証として本書二通を作成し、甲乙記名押印の上、各自一通を保有する。

令和 2年 4月 7日

甲 東京都千代田区霞が関1-2-2
支出負担行為担当官

厚生労働省大臣官房会計課長

鹿沼 均



乙 大阪市中央区梅田3丁目1-3
伊藤忠商事株式会社

繊維資材・ライフスタイル部 部長

上川 辰也



(信義誠実の原則)

第1条 甲及び乙は、信義に従って誠実に本契約を履行するものとする。

(契約の目的)

第2条 乙は、業務を行い、甲は乙にその対価を支払うものとする。

(引渡、遅滞料)

第3条 乙は商品を履行期限までに履行場所へ納入するものとする。

2 甲は、乙が履行期限までに商品の納入を完了しないときは、その翌日から起算した遅滞日数に応じ、未履行分に相当する金額に対し、年5.0パーセントの割合で計算した額を遅滞料として徴収するものとする。

(監督)

第4条 甲は、本契約の履行に関し、甲の指定する監督職員に乙の業務を監督させ、必要な指示をさせることができる。

(検査、所有権の移転)

第5条 乙は商品の納入後、甲の指定する検査職員にその旨の連絡を行い、甲は、両当事者が定めた検査基準に従って検査をするものとする。

2 甲は商品納入後5日以内に商品を検査し、検査に合格したときは直ちに乙の指定する方法でこの旨乙に連絡する。

3 商品の所有権は、商品が検査に合格したときをもって、乙から甲へ移転するものとする。

(契約金額の支払)

第6条 乙は、検査合格後、単価表により支払請求書を作成し、対価の支払いを甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙から適法な支払請求書が提出されたときは、これを受理した日から30日以内に支払わなければならない。

(危険負担)

第7条 天災その他不可抗力又は甲乙双方の責に帰し得ない事由により、契約の履行ができなくなったときは、乙は当該契約を履行する義務を免れ、甲は契約金額の支払いの義務を免れるものとする。

(瑕疵担保)

第8条 甲は、商品納入後6か月以内に隠れた瑕疵を発見したときは、直ちに乙に期限を指定して他の良品と引き換えさせ、若しくは修理させ、又は損害賠償金を支払わせることができる。

(紛争等の解決方法)

第9条 本契約条項又は本契約に定めのない事項について紛争又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上、解決するものとする。

(以下この頁余白)

見 積 書

¥2,853,125,000

消費税及び地方消費税を含む

件 名	数 量	単 価	金 額	備 考
ガーゼマスク MK01			2,593,750,000	消費税含まず 倉庫貸含まず
消費税相当額(10%)			259,375,000	
合 計			2,853,125,000	

受渡期日 令和2年4月末(随時アップデートさせていただきます)
 仕様 ホルムアルデヒド 75PPM以下
 原則、晒原反は、[]のものを使用予定
 受渡条件 ご指定場所へ配送
 支払条件 納入後30日現金払い(納品後5日以内に検収の事)
 見積有効期限 令和2年5月末日
 備考

- 原材料及び製品の輸送はすべてエア便を使用予定。
- エア代の大幅な変動があった場合は、別途相談
- 上記数量を令和2年5月15日までに全量買い上げていただく条件。
- 縫製拠点は、ベトナムにある弊社起用の縫製工場を3社使用予定。
- 数量+0% -5%変動する可能性があります。
- ベトナム政府のマスク輸出規制により、納期が遅延する懸念がございます。

上記の通り見積致します

令和2年4月7日

住所 大阪市北区梅田3丁目1-3

氏名 伊藤忠商事株式会社 繊維資材-ライズ [] 上川 辰也 []

支出負担行為担当官
厚生労働省大臣官房会計課長殿

振込銀行名等	[]	銀行	[]	支店
預金種別	[]	口座番号	[]	
取引口座名	[]			
債主コード	[]			

契 約 書

1. 件 名 ガーゼマスク購入 一式 /

2. 履行場所 支出負担行為担当官が別途指定する場所

3. 履行期限又は契約期間 契約日から令和2年4月30日 /

4. 契約金額 金 762,244,560円 /
(うち消費税額及び地方消費税額 69,294,960円) /

消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82
及び第72条の83の規定に基づき、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

5. 購入数量

品名	単位	数量
ガーゼマスク (中国生産)	■	■

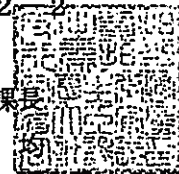
6. 契約保証金 免除

発注者（以下「甲」という。）と受注者（以下「乙」という。）は、件名の調達
（以下「業務」という。）に関し別記条項により契約を締結する。

本契約の証として本書二通を作成し、甲乙記名押印の上、各自一通を保有する。

令和 2年 4月 7日

甲 東京都千代田区霞が関1-2-2
支出負担行為担当官
厚生労働省大臣官房会計課長
鹿沼



乙 広島県福山市宝町4番14号
株式会社 ツツオカコーポレーション
代表取締役社長 松岡 典之



(信義誠実の原則)

第1条 甲及び乙は、信義に従って誠実に本契約を履行するものとする。

(契約の目的)

第2条 乙は、業務を行い、甲は乙にその対価を支払うものとする。

(遅滞料)

第3条 甲は、乙が履行期限までに業務を完了しないときは、その翌日から起算した遅滞日数に応じ、未履行分に相当する金額に対し、年5.0パーセントの割合で計算した額を遅滞料として徴収するものとする。

(監督)

第4条 甲は、本契約の履行に関し、甲の指定する監督職員に乙の業務を監督させ、必要な指示をさせることができる。

(検査)

第5条 乙は業務終了後、甲の指定する検査職員に連絡し、検査を受けなければならない。

2 乙は、全ての業務が検査に合格したときをもって、業務を完了するものとする。

(契約金額の支払)

第6条 乙は、検査終了後、単価表により支払請求書を作成し、対価の支払いを甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙から適法な支払請求書が提出されたときは、これを受理した日から30日以内に支払わなければならない。

(危険負担)

第7条 天災その他不可抗力又は甲乙双方の責に帰し得ない事由により、契約の履行ができなくなったときは、乙は当該契約を履行する義務を免れ、甲は契約金額の支払いの義務を免れるものとする。

(瑕疵担保)

第8条 甲は、納入現品について納入後1年以内に隠れた瑕疵を発見したときは、直ちに乙に期限を指定して他の良品と引き換えさせ、若しくは修理させ、又は損害賠償金を支払わせることができる。

2 乙は、納入現品における瑕疵が乙の故意又は重大な過失に基づく場合は、前項と同様の責任を納入後2年間負うものとする。

(紛争等の解決方法)

第9条 本契約条項又は本契約に定めのない事項について紛争又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上、解決するものとする。

(以下この頁余白)

見 積 書

¥762,244,560 /

消費税及び地方消費税を含む

件 名	数 量	単 価	金 額	備 考
ガーゼマスク(中国生産)			692,949,600 /	
消費税相当額(10%) /			69,294,960 /	
合 計			762,244,560 /	

上記の通り見積致します

令和 2 年 4 月 7 日 /

住所 広島県福山市宝町4番14号
 株式会社ツツオカコーポレーション
 氏名 代表取締役社長 松岡典之



支出負担行為担当官
 厚生労働省大臣官房会計課長殿

振込銀行名等		銀 行		支 店
預金種別		口座番号		
取引口座名				
債主コード				

変更契約書

支出負担行為担当官厚生労働省大臣官房会計課長 鹿沼 均（以下「甲」という。）と株式会社マツオカコーポレーション代表取締役社長 松岡 典之（以下「乙」という。）との間に令和2年4月7日付で締結した「ガーゼマスク購入一式」に関する契約について次のとおり改める。

1 原契約書中、3. 履行期限又は契約期間「令和2年4月30日」を「令和2年5月31日」に改める。

この変更契約の締結を証するため、本書二通を作成し、甲乙記名押印の上、各自一通を保有する。

令和2年4月28日

甲 東京都千代田区霞が関1-2-2
支出負担行為担当官 厚生労働省大臣官房会計課長
鹿沼 均

乙 広島県福山市宝町4-14
株式会社マツオカコーポレーション
代表取締役社長 松岡

契 約 書

1. 件 名 ベトナム産抗菌布マスク調達 一式
2. 履行場所 支出負担行為担当官が別途指定する場所
3. 契約期間 契約日から令和2年4月30日
4. 契約金額及び納入日

①契約金額 金1,485,000,000円

(うち消費税額及び地方消費税額 135,000,000円)

消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

②納入日及び内訳

納入日	数量	金額
①令和2年4月15日	■■■■■	■■■■■
②令和2年4月20日	■■■■■	■■■■■
③		
④		

5. 契約保証金 免除

発注者（以下「甲」という。）と受注者（以下「乙」という。）は、件名の調達（以下「業務」という。）に関し別記条項により契約を締結する。

本契約の証として本書二通を作成し、甲乙記名押印の上、各自一通を保有する。

令和2年4月7日

甲 東京都千代田区霞が関1-2-2

支出負担行為担当官

厚生労働省大臣官房会計課長

鹿沼



乙 福島県福島市西中央五丁目54番6号

株式会社 ユースピオ

代表取締役 樋山 茂



(信義誠実の原則)

第1条 甲及び乙は、信義に従って誠実に本契約を履行するものとする。

(契約の目的)

第2条 乙は、業務を行い、甲は乙にその対価を支払うものとする。

(遅滞料)

第3条 甲は、乙が履行期限までに業務を完了しないときは、その翌日から起算した遅滞日数に応じ、未履行分に相当する金額に対し、年5.0パーセントの割合で計算した額を遅滞料として徴収するものとする。

(監督)

第4条 甲は、本契約の履行に関し、甲の指定する監督職員に乙の業務を監督させ、必要な指示をさせることができる。

(検査)

第5条 乙は各納入日につき納入終了後、甲の指定する検査職員に連絡し、検査を受けなければならない。

2 乙は、全ての業務が検査に合格したときをもって、業務を完了するものとする。

(契約金額の支払)

第6条 乙は、検査終了後、各納入日の納入実績に基づき支払請求書を作成し、対価の支払いを甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙から適法な支払請求書が提出されたときは、これを受理した日から30日以内に支払わなければならない。

(危険負担)

第7条 天災その他不可抗力又は甲乙双方の責に帰し得ない事由により、契約の履行ができなくなったときは、乙は当該契約を履行する義務を免れ、甲は契約金額の支払いの義務を免れるものとする。

(瑕疵担保)

第8条 甲は、納入現品について納入後1年以内に隠れた瑕疵を発見したときは、直ちに乙に期限を指定して他の良品と引き換えさせ、若しくは修理させ、又は損害賠償金を支払わせることができる。

2 乙は、納入現品における瑕疵が乙の故意又は重大な過失に基づく場合は、前項と同様の責任を納入後2年間負うものとする。

(紛争等の解決方法)

第9条 本契約条項又は本契約に定めのない事項について紛争又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上、解決するものとする。

(以下この頁余白)

見 積 書

¥1,485,000,000

消費税及び地方消費税を含む

件 名	数 量	単 価	金 額	備 考
ベトナム産抗菌布マスク調遣一式	■	■	1,350,000,000	
納入内訳 4月15日	■			
納入内訳 4月20日	■			
合 計			1,350,000,000	

上記の通り見積致します

令和 2 年 4 月 7 日

住 所

福島県福島市西中央五丁目54番6号

氏 名

株式会社ユースピオ 代表取締役 榎山 茂

支出負担行為担当官

厚生労働省大臣官房会計課長殿

振込銀行名等	■	銀行	■	支店
預金種別	■	口座番号	■	
取引口座名	■			
債主コード				

納品書番号: 2/2000

作成日: 2020年4月20日

納品書

厚生労働省

御中

下記の通り納品いたしましたのでご査収ください。

合計金額 ¥742,500,000

納品日 2020/4/20
納品場所 貴社ご指定による

株式会社 ユースピオ
〒 960-8074
福島県福島市西中央五丁目5 4番

TEL: 024-528-4330

FAX: 024-528-4332

担当: 代表取締役
樋山 茂

納品物	単価 (円)	数量 (枚)	金額 (円)	補足
ベトナム産抗菌布マスク調達一式			675,000,000	
		小計	675,000,000	
		調整金額	0	
		消費税	67,500,000	
		合計金額	742,500,000	

特記事項:

4/24に別途指示あるまで国内倉庫に保管

契 約 書

1. 件 名 布製マスクの全戸配布業務一式
2. 履行場所 支出負担行為担当官が別途指定する場所
3. 履行期限又は契約期間 契約日から令和2年5月31日
4. 契約金額 金1,365,000,000円
(うち消費税額及び地方消費税額 124,090,909円)
消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82
及び第72条の83の規定に基づき、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。
5. 契約保証金 免除

発注者(以下「甲」という。)と受注者(以下「乙」という。)は、布製マスクの全戸配布業務一式(以下「業務」という。)に関し別記条項により契約を締結する。本契約の証として本書二通を作成し、甲乙記名押印の上、各自一通を保有する。

令和2年4月9日

甲 東京都千代田区霞が関1-2-2
支出負担行為担当官 厚生労働省大臣官房会計課長
鹿沼 均

乙 東京都千代田区大手町2-3-1
日本郵便株式会社 郵便・物流営業部長

田中

(信義誠実の原則)

第1条 甲及び乙は、信義に従って誠実に本契約を履行するものとする。

(契約の目的)

第2条 乙は、別添仕様書に基づき業務を行い、甲は乙にその対価を支払うものとする。

(費用負担)

第3条 本契約書に別に定めるものを除き、乙が本契約を履行する上で要する一切の費用は、乙の負担とする。

(再委託)

第4条 乙は、業務の全部を第三者に委託することはできない。

2 乙は、業務の一部を再委託する場合には、所定の様式により甲に再委託に係る承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。

なお、この場合に乙は、再委託者の行為についてすべての責任を負うものとし、乙が本契約を遵守するために必要な事項について本契約書の規定を準用して再委託者と約定しなければならない。

3 乙は、再委託先又はその役員若しくは使用人が厚生労働省が所管する法令に違反したことにより、送検され、行政処分を受け、又は行政指導（行政機関から公表されたものに限る。以下同じ。）を受けた場合において、甲が再委託先の変更を求めたときはこれに応じなければならない。

4 乙は、再委託先を変更する場合は、所定の様式により甲に再委託に係る変更承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。

(履行体制)

第5条 乙は、再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、前条の手続の際、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した履行体制図を所定の様式により甲に提出しなければならない。

2 乙は、前項の履行体制図に変更があるときは、速やかに前条第4項の手続により甲に承認を求めなければならない。ただし、次の各号の一に該当するものについては、この限りでない。

(1) 受託業務の実施に参加する事業者（以下「事業参加者」という。）の名称のみの変更

(2) 事業参加者の住所のみの変更

(3) 契約金額のみの変更

3 前2項の場合において、甲は本契約の適正な履行の確保のため、乙に対して説明を求めるものとし、乙は速やかにこれに応じなければならない。

(遅滞料)

第6条 甲は、乙が履行期限までに業務を完了しないときは、その翌日から起算した遅滞日数に応じ、未履行分に相当する金額に対し、年3.0パーセントの割合で計算した額を

遅滞料として徴収するものとする。

- 2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が遅滞料の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき乙に賠償請求することを妨げるものでない。

(納期の無償延期)

第7条 乙は、天災地変その他乙の責に帰し得ない事由によって、履行期限内に業務を完了できないときは、甲に対して、その事由を詳記して期限の延期を申請し、許可を得なければならない。

- 2 前項の場合において、甲は、その事由が正当であると認めたときは、前条第1項の規定にかかわらず、遅滞料を免除する。

(監督)

第8条 甲は、本契約の履行に関し、甲の指定する監督職員に乙の業務を監督させ、必要な指示をさせることができる。

(検査)

第9条 乙は業務終了後、甲の指定する検査職員に連絡し、検査を受けなければならない。

- 2 甲の指定する検査職員は、契約履行状況について、連絡を受けた日から10日以内に検査を行うものとする。
- 3 乙は、検査に合格したときをもって、業務を完了するものとする。
- 4 乙は、検査の結果不合格となったものについては、検査職員の指示に従い、遅滞なく手直しをし、再検査を受け、これに合格しなければならない。

(契約金額の支払)

第10条 乙は、検査終了後、支払請求書を作成し、対価の支払いを甲に請求するものとする。

- 2 甲は、前項の規定により乙から適法な支払請求書が提出されたときは、これを受理した日から30日以内に支払わなければならない。

(遅延利息)

第11条 甲は、自己の責めに帰すべき事由により、前条第2項の期限までに対価を支払わないときは、その翌日から起算して支払う日までの日数に応じ、当該未払金額に対し昭和24年12月大蔵省告示第991号「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件」に定める率により計算して得られた額(円未満切捨)を遅延利息として乙に支払うものとする。

(権利義務の譲渡等)

第12条 乙は、甲の承諾を得た場合を除き、本契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡又は委任してはならない。ただし、売掛債権担保融資保証制度に基づく融資を受けるに当たり信用保証協会、中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)第2条第3項に規定する特定目的会社及び信託業法(平成16年法律第154

- 号) 第2条第2項に規定する信託会社に対し債権を譲渡する場合は、この限りでない。
- 2 乙は、前項ただし書きの規定による債権譲渡をすることとなったときは、速やかにその旨を書面により甲に届け出なければならない。

(秘密の保持)

第13条 乙は、本契約によって知得した内容を契約の目的以外に利用し、若しくは第三者に漏らしてはならない。

- 2 乙は、本契約によって知得した内容を保護するために必要な措置を講じなくてはならない。

(個人情報保護)

第14条 乙は、個人情報(個人情報の保護に関する法律第2条第1項にいう個人情報をいう。以下同じ。)の漏えい等の防止のため、適切な措置を講じなければならない。

- 2 乙は、甲から提供された業務に係る個人情報(以下「提供個人情報」という。)をこの業務の達成に必要な範囲を超えて使用してはならない。
- 3 乙は、提供個人情報を複製する場合、あらかじめ書面により甲の承認を受けなければならない。
- 4 乙は、業務を完了したときは、甲の指示に従い、速やかに提供個人情報の返却、又は復元不可能な方法による廃棄を行わなければならない。
- 5 乙は、業務遂行中に事故が発生したときは、直ちに甲に連絡するとともに、その詳細を書面にして報告しなければならない。
- 6 甲は、特に必要と認めた場合は、乙に対し、提供個人情報の管理状況について質問し、資料の提出を求め、又は甲の指定する職員に乙の事業所等の関係場所に立ち入り調査をさせることができる。この場合、乙は甲に協力しなければならない。

(契約の解除等)

第15条 甲は、いつでも自己の都合によって、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- 2 乙が本契約条項に違反したとき、又は完全に契約を履行する見込みがないと認められるときは、甲は何時でも本契約を解除することができる。この場合、違約金として甲は、契約金額の100分の10に相当する金額を乙に納付させるものとする。
- 3 乙が前項に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。
- 4 第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分について賠償請求することを妨げるものでない。

(危険負担)

第16条 天災その他不可抗力又は甲乙双方の責に帰し得ない事由により、契約の履行ができなくなったときは、乙は当該契約を履行する義務を免れ、甲は契約金額の支払いの義

務を免れるものとする。

(損害賠償)

第17条 乙は、自己の責に帰すべき事由により甲に損害を与えたときは、他に定める場合を除き、甲が実際に被った損害に限り、その損害を賠償するものとする。

2 乙は、本契約の履行に着手後、第15条第1項の規定による契約解除により損害が生じたときは、甲の意思表示があった日から10日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。

3 甲は、前項の請求を受けたときは、甲が適当と認めた金額に限り、損害を賠償するものとする。

(談合等の不正行為に係る解除)

第18条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(2) 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。

(3) 乙が競争参加資格を有していなかったこと、又は競争参加資格等に係る申立書に虚偽があったことが判明したとき。なお、甲が契約に際し当該書類を求めていない場合は除く。

(4) 乙又はその役員若しくは使用人が厚生労働省が所管する法令に違反したことにより、送検され、行政処分を受け、又は行政指導を受けたとき。

(5) 第3項の規定による報告を行わなかったとき。

2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

3 乙は、第1項第3号又は第4号の事実（再委託先に係るものを含む。）を知った場合には、速やかに甲に報告しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第19条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当することとなったときは、甲が本契約

の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金として、甲の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があったときは変更後の額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。
- (5) 前条第1項第3号、第4号又は第5号のいずれかに該当したとき。

2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。

3 乙が第1項に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

4 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分について賠償請求することを妨げるものでない。

（属性要件に基づく契約解除）

第20条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何ら催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(行為要件に基づく契約解除)

第21条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為があったと認められるときは、何ら催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第22条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約しなければならない。

- 2 乙は、前2条各号の一に該当する者(以下「解除対象者」という。)を下請負人等(下請負人(下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。))及び再受託者(再委託以降のすべての受託者を含む。))並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)としないことを確約する。

(下請負契約等に関する契約解除)

第23条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由なく前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(契約解除に基づく損害賠償)

第24条 第20条、第21条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において甲は、これにより乙に生じた損害について何ら賠償することを要せず、乙は、甲に生じた損害を賠償しなければならない。

(不当介入に関する通報・報告)

第25条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(契約不適合責任)

第26条 甲は、第9条に規定する検査に合格し履行完了した業務について、当該業務が契

約の内容に適合してないこと（以下「契約不適合」という。）を知った時から1年以内にその旨を乙に通知した場合は、次の各号のいずれかを選択して請求することができ、乙はこれに応じなければならない。なお、甲は、乙に対して第2号を請求する場合において、事前に相当の期間を定めて第1号の履行を催告することを要しないものとする。

- (1) 甲の選択に従い、甲の指定した期限内に、乙の責任と費用負担により、他の良品との引換え、修理又は不足分の引渡しを行うこと。
 - (2) 直ちに代金の減額を行うこと。
- 2 甲は、前項の通知をした場合は、前項各号に加え、乙に対する損害賠償請求及び本契約の解除を行うことができる。
- 3 乙が契約不適合について知り若しくは重大な過失により知らなかった場合、又は契約不適合が重大である場合は、第1項の通知期間を経過した後においてもなお前2項を適用するものとする。

(契約金額内訳書の提出)

第27条 乙は、本契約締結後、速やかに契約金額の内訳を書面により提出しなければならない。

- 2 契約金額の内訳は、少なくとも年度別、仕様書上の業務別及び人件費とその他の経費別に金額が区分されたものでなければならない。ただし、商慣行その他の事情により、やむを得ないと認められるときは、この限りでない。
- 3 前2項により提出された内訳書の金額配分が、客観的に判断して合理的でないとは判断されるときは、甲は説明を求めることができる。

(紛争等の解決方法)

第28条 本契約条項又は本契約に定めのない事項について紛争又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上、解決するものとする。

(以下この頁余白)

布製マスクの全戸配布業務に係る仕様書

1 概要

新型コロナウイルス対策の一環として、急激に拡大するマスク需要に対応することを目的に、再利用可能な布製マスクを全世帯を対象に1戸あたり2枚ずつの配布を実施。

布製マスクは、別途国と契約する納入業者が海外より輸入し、別途国と契約する封入業者（以下「封入業者」という。）が国内配送用に封入することとし、封入後の荷物の配送を日本郵便（以下「JP」という。）に委託するもの。

2 履行期限

令和2年5月31日

3 委託要件

(1) 委託内容

布製マスクを、以下の指定に応じ、JPが配達先として把握する全戸の約半数に相当する箇所（ 箇所）に、1戸あたり2枚ずつ配送する。（予定数は概数であり、実際の作業にあたり戸数は変動することに留意。今後、本事業の追加について予算措置がされる等の大幅な変更があった場合は、本契約書及び本仕様書の変更について別途協議する。）

(2) 荷物の配送

ア 搬入

封入業者が、マスク2枚を1個の封入単位として、100個を段ボール梱包後、JPが指定する郵便局にパレット単位で搬入するので、搬入の日時について、封入業者とJPとで調整の上決定する。

イ 配送

JPは、搬入された荷物をタウンプラスとして配送する。

ウ 過不足対応

配達箇所数の変動等により、JPの配達郵便局等に差し出された荷物の数量に過不足が生じる場合は、以下のとおり取り扱うものとする。

(7) 過剰の場合

別に厚生労働省の指示を受けた箇所に配送又は封入業者に返送する。

(イ) 不足の場合

封入業者に申し出の上、不足分を受領する。

なお、不足分を受領方法及び厚生労働省への報告は別に定めることとする。



4 事故発生時

引渡しを受けた荷物について、紛失・損傷・著しい運送の遅延及びその他の運送業務に関し事故があったときは、直ちにその旨を厚生労働省に連絡し、必要な指示を受け、処置すること。

5 厚生労働省への提出物（配達実績表、請求書）

請求書及び配達実績表は、正確に数量及び金額を突合したものを作成し、速やかに提出すること。

6 特記事項

本業務の実施に当たっては、新型コロナウイルス対策本部マスク等物資対策班担当者と十分な協議に基づいて行うこと。

7 照会先

当該業務に関して、不明な点が生じた場合には、下記まで照会すること。

厚生労働省医政局経済課

新型コロナウイルス対策本部マスク等物資対策班

電話：03-5253-1111（内線 8126）



見 積 書

¥1,365,000,000

消費税及び地方消費税を含む

件 名	数 量	単 価	金 額	備 考
布製マスクの全戸配布業務一式	[REDACTED]	[REDACTED]	1,365,000,000	
合 計	[REDACTED]		1,365,000,000	

上記の通り見積致します

令和 2年 4月 9日

住 所 東京都千代田区大手町2丁目3番1号

氏 名 日本郵便株式会社 郵便・物流営業部
田中 [REDACTED]

支出負担行為担当官
厚生労働省大臣官房会計課長殿

振込銀行名等		銀行		支店
預金種別	普通・当座	口座番号		
取引口座名				
債主コード				

契 約 書

- 1. 件 名 ベトナム産抗菌布マスク調達 一式
- 2. 履行場所 支出負担行為担当官が別途指定する場所
- 3. 契約期間 契約日から令和2年5月25日

4. 契約金額及び納入日

①契約金額 金1,485,000,000円

(うち消費税額及び地方消費税額 135,000,000円)

消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

②納入日及び内訳

納入日	数量	金額
①令和2年4月25日	■	■
②令和2年4月30日	■	■
③		
④		

5. 契約保証金 免除

発注者（以下「甲」という。）と受注者（以下「乙」という。）は、件名の調達（以下「業務」という。）に関し別記条項により契約を締結する。

本契約の証として本書二通を作成し、甲乙記名押印の上、各自一通を保有する。

令和2年4月15日

甲 東京都千代田区霞が関1-2-2
 支出負担行為担当官
 厚生労働省大臣官房会計課長
 鹿沼 均

乙 福島県福島市西中央五丁目54番6号
 株式会社 ユースビオ
 代表取締役 樋山 茂



(信義誠実の原則)

第1条 甲及び乙は、信義に従って誠実に本契約を履行するものとする。

(契約の目的)

第2条 乙は、業務を行い、甲は乙にその対価を支払うものとする。

(遅滞料)

第3条 甲は、乙が履行期限までに業務を完了しないときは、その翌日から起算した遅滞日数に応じ、未履行分に相当する金額に対し、年5.0パーセントの割合で計算した額を遅滞料として徴収するものとする。

(監督)

第4条 甲は、本契約の履行に関し、甲の指定する監督職員に乙の業務を監督させ、必要な指示をさせることができる。

(検査)

第5条 乙は各納入日につき納入終了後、甲の指定する検査職員に連絡し、検査を受けなければならない。

2 乙は、全ての業務が検査に合格したときをもって、業務を完了するものとする。

(契約金額の支払)

第6条 乙は、検査終了後、各納入日の納入実績に基づき支払請求書を作成し、対価の支払いを甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙から適法な支払請求書が提出されたときは、これを受理した日から30日以内に支払わなければならない。

(危険負担)

第7条 天災その他不可抗力又は甲乙双方の責に帰し得ない事由により、契約の履行ができなくなったときは、乙は当該契約を履行する義務を免れ、甲は契約金額の支払いの義務を免れるものとする。

(瑕疵担保)

第8条 甲は、納入現品について納入後1年以内に隠れた瑕疵を発見したときは、直ちに乙に期限を指定して他の良品と引き換えさせ、若しくは修理させ、又は損害賠償金を支払わせることができる。

2 乙は、納入現品における瑕疵が乙の故意又は重大な過失に基づく場合は、前項と同様の責任を納入後2年間負うものとする。

(紛争等の解決方法)

第9条 本契約条項又は本契約に定めのない事項について紛争又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上、解決するものとする。

(以下この頁余白)

見 積 書

¥1,485,000,000 /

消費税及び地方消費税を含む

件 名	数 量	単 価	金 額	備 考
ベトナム産抗菌布マスク調達一式	[REDACTED]	[REDACTED]	1,350,000,000	
納入内訳 4月25日	[REDACTED]			
納入内訳 4月30日	[REDACTED]			
合 計			1,350,000,000	

上記の通り見積致します

令和2年4月15日

住所 福島県福島市西中央五丁目54番6号
 氏名 株式会社ユースピオ 代表取締役 樋山 茂

支出負担行為担当官
 厚生労働省大臣官房会計課長殿

振込銀行名等	[REDACTED]	銀 行	[REDACTED]	支 店
預金種別	[REDACTED]	口座番号	[REDACTED]	
取引口座名	[REDACTED]			
債主コード				

